

大阪広域水道企業団職員の分限に関する規則の一部を改正する規則を
公布する。

平成29年 3 月 7 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団規則第 2 号

大阪広域水道企業団職員の分限に関する規則の一部を改正
する規則

大阪広域水道企業団職員の分限に関する規則（平成23年大阪広域水道
企業団規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に
下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（休職期間） 第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定による休 職の期間は、3 年 <u>（同項に規定する非常 勤職員にあっては、1 年。以下同じ。）</u> に満たない場合は、当該休職にした日か ら引き続き 3 年を超えない範囲において、 これを更新することができる。 2・3 （略）	（休職期間） 第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定による休 職の期間は、3 年に満たない場合は、当 該休職にした日から引き続き 3 年を超え ない範囲において、これを更新すること ができる。 2・3 （略）

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。